

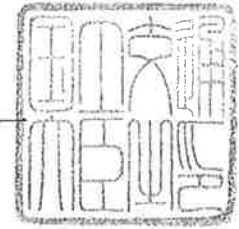


国海員第50号  
令和元年6月13日

交通政策審議会

会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣  
石井 啓



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第55条第5項の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

記

諮問第326号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法  
第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
福永海運株式会社	大分県佐伯市常盤東町5番8号
友幸海運株式会社	山口県周南市千代田町6番9-301号